

仙台市役所新本庁舎低層部等運営事業者選定委員会設置要綱

(令和7年10月20日財政局長決裁)

(設置)

第1条 仙台市役所新本庁舎低層部等運営事業者の選定にあたり、公平かつ適正な選定手続の確保を図るため、仙台市役所新本庁舎低層部等運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 公募要項の内容及び選考基準に関すること
- (2) 事業者の選定（提案書等の審査及び評価等）に関すること
- (3) その他事業者の選定に関して必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、仙台市役所新本庁舎低層部に設ける予定である各機能の運営等に関して専門的な知識を有する者その他市長が必要と認める者から、市長が委嘱する。
- 3 事務局は財政局理財部本庁舎整備室の職員をもって組織し、本庁舎整備室長が事務局長を務める。
- 4 事務局は、事務局長の監督のもと、委員会の円滑な運営に資するよう必要な事務を行う。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から運営事業者の選定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって、その会議を開くことができる。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用した会議への出席は、第二項の出席に含めるものとする。
- 5 委員長が会議を開く暇がないと認めたときは、持ち回りで決議することにより、第三項の規定による議決に代えることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる非開示情報を取扱うことが明らかな場合
 - (2) 非公開とすべき旨の出席委員の発議に対して出席委員の過半数の同意があった場合
 - (3) 次回の会議の公開について、非公開とするかどうかの決定を委員長に一任することにつき出席委員の過半数の同意があり、かつ、委員長が非公開とする決定をした場合
- 2 会議の議事録は、運営事業者の選定が終了したのち、これを公開する。ただし、仙台市情報公開条例第7条各号に掲げる情報については非公開とする。

（通知）

第8条 委員長は、委員会の会議を招集しようとするときは、委員に対し、事務局を通じてあらかじめ会議の日時、場所及び議事を書面により通知する。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和7年10月20日から実施する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、運営事業者の選定が終了した日の翌日からその効力を失う。